

京都府立京都スタジアム 指定管理者募集要項

平成31年4月

京都府文化スポーツ部
スポーツ施設整備課

目 次

1. 募集する施設の概要等	1
2. 基本的な運営方針	1
3. 募集に当たっての留意点	2
(1) 施設について	
(2) ネーミングライツパートナーについて	
4. 管理の基本的事項	2
(1) 休業日等	
(2) 関係法令等の遵守	
(3) 指定管理者が行う業務の範囲	
(4) 個人情報の取扱い	
(5) 管理運営収入	
(6) 自主事業に係る納付金	
(7) リスク管理、責任分担	
(8) 指定管理者の期間	
(9) 「京都府・市町村共同 公共施設案内予約システム」の利用	
5. 応募者の資格等	9
(1) 応募者の資格	
(2) グループ応募	
6. 応募書類	10
7. 応募の手続及び選定方法等	11
(1) 問合せ先及び応募書類の提出先	
(2) 応募スケジュール	
(3) 選定基準及び審査内容	
8. 指定管理者の候補者選定後の手続き等	12
9. 留意事項	14

京都府立京都スタジアム（以下「スタジアム」という。）の管理運営について、以下のとおり指定管理者を募集します。

1. 募集する施設の概要等

(1) 名称

京都府立京都スタジアム

(2) 所在地

京都府亀岡市迫分町 位置図 資料1

(3) 施設の目的・性格・沿革

スタジアムは、府におけるスポーツ及び文化の振興を図るとともに、地域のにぎわいの創出に資するために設置した施設です。

スタジアムは、平成23年1月に京都府におけるスポーツ施設のあり方懇話会から「国際的な試合等の開催が可能な球技場の新設を検討すべき」との提言や、同年6月のスタジアム整備を要望する48万人の署名を踏まえて検討に着手し、建設地は府内市町村に公募し、亀岡市に決定したところです。

その後、建設地周辺に生息するアユモドキ等の自然との共生を図るため、環境保全専門家会議からの専門的な意見を踏まえ、開発と環境保全の両立を目指したスタジアムとして、平成30年1月に起工し、本年12月28日に完成する予定です。

(4) 施設の規模 敷地図・平面図 資料2

- ① 敷地面積 約33,142㎡
- ② 建築面積 約16,000㎡
- ③ 構造 鉄筋コンクリート一部鉄骨造
- ④ 延床面積 約35,000㎡

(5) 施設概要 資料3

フィールド 126m（南北）×84m（東西）

観客席 約21,600席

事務室、倉庫、諸室、にぎわい創出エリア等

スポーツライミング施設（リード、スピード、ボルダリング、キッズウォール）

駐車場、駐輪場、足湯施設

2. 基本的な運営方針

スタジアムは、府におけるスポーツ及び文化の振興を図るとともに、地域のにぎわいの創出に資するために設置した施設です。

こうした施設の設置目的を最大限に実現するため、多様な利用者ニーズに効果的・効率的かつ迅速に対応するとともに、恒常的なサービスの向上を図ることを目指し、次の運営方針により運営することとしています。

- ① 京都サンガのホームグラウンドとして、円滑な試合の開催と、観客のホスピタリティの向上を図ること。
- ② 府内唯一の専用球技場として、様々なスポーツ大会が開催できるようにすること。
- ③ 府内最大級の収容数を有する施設として、様々なイベントが開催できるようにすること。
- ④ 亀岡駅前に立地する施設として、亀岡市と連携し周辺地域のにぎわいの創出に努めること。

3. 募集に当たっての留意点

(1) 施設について

スタジアムは、2019年12月28日に完成予定となっており、京都府への完成引渡し日をもって指定管理者が管理運営を行うこととなります。この完成引渡し日以降に、竣工式を行うこととしており、この竣工式の日をもって供用開始日とする予定です。

また、スタジアムの供用開始日以降、2020年2月下旬のJリーグ開幕日までに、京都府が内覧会等を行うこととしています。

(2) ネーミングライツパートナーについて

① 趣旨

京都府では、府の施設等について、府条例、規則等に定める名称に代えて使用する愛称を決定する権利を事業者が取得することにより、事業者の広告及び地域貢献の機会を拡大するとともに、府の新たな財源を確保し、事業者とのパートナーシップにより、府の施設等の魅力向上、地域経済活動の活性化及び府財政の健全化に寄与することを目的として、「京都府ネーミングライツパートナーシップ制度」を導入しています。

② ネーミングライツパートナーの募集について

スタジアムでは、指定管理者の募集と併せて、ネーミングライツパートナーを募集します。指定管理者の申請者は、ネーミングライツパートナーに応募することや、他の企業等を探して提案することもできます。募集に関する条件などの詳細は、資料4「京都府立京都スタジアムネーミングライツ募集要項」を御確認ください。

③ 指定管理者選考上の評価

スタジアムのネーミングライツに自ら応募した場合、又は他の企業等を探して提案した場合は、指定管理者選考の評価に加味をいたしますが、ネーミングライツについては「京都府立京都スタジアムネーミングライツ募集要項」に基づく選定となりますので、御承知願います。

4. 管理の基本的事項

(1) 休業日等

① 休業日 12月29日から翌年1月3日まで

② 使用時間 午前9時から午後9時まで

※ 駐車場、外部デッキ及び広場については、24時間、365日使用できます。

※ なお、指定管理者は、施設及び設備の保守点検や修繕を行う場合、又は指定管理者の提案等により、知事の承認を得て、休業日・使用時間を変更することができます。

したがって、指定管理者は、休業日・使用時間の設定に当たって、利用率やサービスの向上に配慮していただき、新たな視点から柔軟に検討していただくことが可能です。

(2) 関係法令等の遵守

指定管理者は、地方自治法等の関係法令、条例及び規則等を遵守し、スタジアムの設置目的に沿った適正な管理運営を行ってください。

特に、スタジアムの管理運営業務に従事する者の労働に関する権利を保障するため、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働契約法その他の労働関係法令を遵守してください。

(3) 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、下記のとおりとし、その詳細は資料5「京都府立京都スタジアム管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）」に定めるとおりとします。

なお、スタジアムの管理運営に必要な執務室、倉庫等の施設については、京都府と協議の上、必要と認められる範囲で指定管理者に無償貸与します。

① 施設及び附属設備の維持管理に関する業務

府民がスタジアムを快適に利用できるよう、施設及び附属設備の維持管理や各種点検等を行う業務です。

② 施設及び附属設備の使用承認に関する業務

施設及び附属設備の使用申込みに対し、条例・規則に基づき使用承認等を行う業務です。

この業務には、施設及び附属設備の使用指導、案内業務、苦情対応等の業務を含みます。

なお、協定締結までに京都府が行った使用承認等の予約は、指定管理者が引継ぎ、使用承認等の手続きを行ってください。

③ 指定管理者が企画提案する業務

スタジアムは、府におけるスポーツ及び文化の振興を図るとともに、地域のにぎわいの創出に資するために設置した施設です。指定管理者は、この設置目的に基づき、にぎわい創出エリア（資料6）の活用について、必ず提案してください。

なお、2020年1月から2021年1月まで、資料6の1階エリアについては、NHKの大河ドラマ「麒麟がくる」の展示を行うこととなっていますので、この期間を除いて提案いただくことを御承知ください。

また、4階エリアについては、近年、新しいスポーツとして注目を浴びているeスポーツ競技や、VR（仮想現実）、AR（拡張現実）の技術を用いたスポーツ環境、観戦環境の提供などを目的とした事業を行うこととしていますので、資料6で、京都府が提供する基盤を活用した事業について提案してください。

その他、スタジアムでは、京都府が指定した壁面（資料7）を活用した広告事業を行うことができます。この広告事業についても、企画提案事業としますので、壁面を活用した広告事業については必ず提案してください。

※ 広告事業については、京都府広告取扱要綱及び京都府広告取扱基準の規定に抵触しないこと、ネーミングライツパートナーと協議し、了解を得ることを条件とします。

④ 自主事業の実施に関する業務

指定管理者は、スタジアムの設置目的をより効果的・効率的に果たすため又は施設利用者の便益の実現を図るため、上記①から③の業務（以下「指定管理業務」という。）の実施を妨げない範囲に限り、自主事業を行うことができますので、応募者は様式5-1により積極的に提案してください。

なお、自主事業の実施に要する経費は指定管理者が負担し、自主事業による収入は、指定管理者が収受するものとしますが、その一部は、京都府と協議の上、納付いただくこととします。

※ 納付金については、(6)を参照ください。

⑤ 業務の再委託

指定管理者は、指定管理業務を一括して第三者に委託することはできません。

なお、部分的な業務（清掃、エレベーターの保守管理等）については、知事の承認を得て専門業者に委託することは可能です。

※ 再委託を予定している場合は、再委託予定調書（様式10）を提出してください。

⑥ 指定管理者に権限がない事項

次の事項については、地方自治法の規定により知事のみが行えるものであり、事案が生じた場合は、京都府の指示を受けることとなります。

ア 審査請求に対する決定（地方自治法第244条の4）

イ 行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4第7項）

⑦ その他管理に必要と認められる業務

事業計画書や事業報告書の作成及び提出、利用者アンケートや自己評価の実施及び結果の報告などに関する業務です。

(4) 個人情報の取扱い

指定管理者は、管理運営を通じて取得した個人情報の取扱いについては、京都府個人情報保護条例等に基づき適正に行ってください。

(5) 管理運営収入

指定管理者は、利用料金収入及び京都府が支払う指定管理料により、管理運営を行うこととなります。

① 利用料金制の採用

地方自治法244条の2第8項で定める利用料金制を採用しますので、施設等の利用者が支払う利用料金については、指定管理者自らの収入となります。

また、利用料金の額は、条例及び規則に定める額の範囲内で、予め知事の承認を得て、指定管理者が利用料金を定めるものとします。

したがって、指定管理者は、利用料金の設定に当たっては、利用率やサービスの向上に配慮していただき、新たな視点から柔軟な提案を行ってください。

なお、収支計画の立案にあたっては、募集日時点の条例及び規則に定める額の範囲内で利用料金を設定してください。

② 指定管理料

指定管理料は、指定管理者が指定管理業務を行うために必要な経費として、京都府が指定管理者に対して支払うもので、その額は、(3) ①から③に掲げる指定管理業務に必要な経費（指定管理経費）から利用料金収入見込額と、指定管理者からの企画提案に係る事業収入を差し引いた額とします。

応募に当たっては、以下の指定管理料を目安額として、収支計画を立案してください。

(目安額)

2019年度：30,000千円

2020年度：70,000千円

2021年度：70,000千円

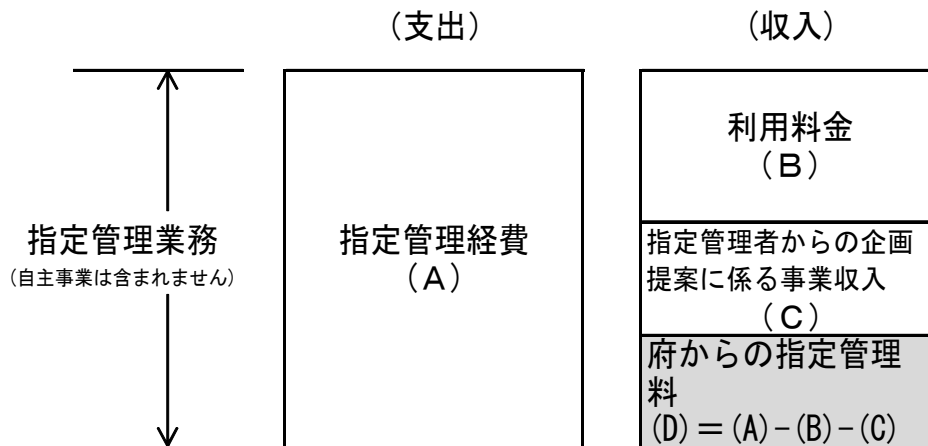
2022年度：70,000千円

※ 京都スタジアムでは、指定管理者の募集と合わせて、ネーミングライツパートナーも募集しています。ネーミングライツ契約の内容により、指定管理料の目安額が変わる場合もありますが、この場合は、決まり次第、応募者に御連絡をいたします。

なお、指定管理料の額は、応募時に提出された収支計画書において提示のあった金額を踏まえ、事業年度毎に予算の範囲内で指定管理者と協議の上、別途締結する協定において定めます。

また、2019年10月から消費税及び地方消費税の税率（以下「消費税率」という。）の変更が見込まれますので、収支計画書（様式3）の消費税率は10%として作成してください。

【指定管理料(D) = 指定管理経費(A) - 利用料金収入見込額(B) - 指定管理者からの企画提案に係る事業収入(C)】



③ 指定管理料の精算

指定管理料の不足については、小修繕費を除き、原則的に指定管理料の精算は行わないものとします。よって、利用料金収入の減少等により、経費に不足が生じた場合であっても、増額はしませんので、事業計画・予算立案の際は注意してください。

なお、事業年度毎の事業報告書において、指定管理業務における収支差額が黒字の場合は、当該黒字額に対して超過累進的に定めた次の割合に乗じて得た額の合計を京都府に納付してください。

- ※ 納付額が1,000円未満の納付不要とします。
- ※ 納付額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てることとします。

黒字額	割合
200万円以下の部分	5%
200万円超400万円以下の部分	10%
400万円超600万円以下の部分	20%
600万円超800万円以下の部分	30%
800万円超1,000万円以下の部分	40%
1,000万円超の部分	50%

※ 算定方法例
 利益が1,000万円の場合
 $200万円 \times 5\% + 200万円 \times 10\% + 200万円 \times 20\% + 200万円 \times 30\% + 200万円 \times 40\% = 210万円$

④ 指定管理料の見直し

指定管理期間の4事業年度目に、前3事業年度間に実施した事業、施設運営及び収支状況について評価を行います。5事業年度以降の指定管理料については、この評価結果を踏まえて見直すこととなりますので、御承知ください。

なお、事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとしますが、当初の事業年度は2019年12月28日（予定）から2020年3月31日までとします。

⑤ 利用料金の減免等の取扱い

利用料金は、条例及び規則に定める基準により減免できることとしています。

⑥ 納税義務

指定管理者は、法人税、法人事業税、法人住民税、事業所税等の納税義務を負う場合がありますので、所轄の税務署等の関係機関に御確認願います。

(6) 自主事業に係る納付金

指定管理者は、自主事業の積極的な実施により得られる収入の一部について、府へ納付いただく提案をしてください。

なお、応募に際しては、以下の算出方法による金額以上の額を原則として提案してください。

※ 納付金の計画については、自主事業収支等計画書（様式5-2）を提出してください。

【提案例】

(固定納付金と変動納付金を併用する場合)

① 固定納付金

総額〇〇円（〇〇円/年など年度ごとの提案も可能）

② 変動納付金

自主事業収入（又は自主事業収支差額（※））に納付率〇〇%を乗じた金額。
 ただし、算出した額が0円を下回る場合は0円とする。

(変動納付金のみを採用する場合)

変動納付金

自主事業収入（又は自主事業収支差額（※））に納付割合〇〇%を乗じた金額。
 ただし、算出した額が0円を下回る場合は0円とする。

(固定納付金のみを採用する場合)

固定納付金

総額〇〇円 (〇〇円/年など年度ごとの提案も可能)

※ 自主事業収支差額＝自主事業収入－自主事業支出

(7) リスク管理、責任分担

施設の保守管理・安全点検・衛生管理・小規模修繕は指定管理者の負担とします。

事故・火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任は、事案ごとの原因により判断しますが、第一次責任は指定管理者が有するものとし、被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに京都府に報告していただくことが必要となります。

また、災害発生時には、市町村の地域防災計画で指定されていない場合でも避難所としての対応や、ボランティア活動拠点、物資集積所等の役割を担うことがあり、開設時の初動対応や応急活動への参加等の対応を求める可能性があります。

なお、施設に対する包括的な管理責任は京都府の責任とします。

種類	項目	負担区分		備考	
		指定管理者	府		
リスク管理	法令の変更	協議事項		事業運営に影響のある法令の変更	
	税制	消費税率の変更		○	
		法人税等の変更	○		収益事業として納税義務を負うことがある法人税等の変更
		その他新税、税率の変更等	協議事項		事業に影響を及ぼすもの
	金利リスク	○		指定管理期間中の金利の変動	
	資金調達	○		指定管理期間中に必要な資金の確保	
	物価リスク	○		指定管理期間中のインフレ・デフレ	
	市場環境の変化	○		競合施設増加等の環境変化による利用減少・収入減少	
	不可抗力(天災・事故等)による休業等による収入減、施設等の損害復旧	協議事項		不可抗力による収入減少・損害復旧費用は事案により協議	
	第三者賠償	○		施設等の管理運営において第三者に損害を与えた場合の賠償	
	火災保険の加入		○	指定管理者制度を導入しても財産権に変化がないため	
	利用者に係る賠償責任保険加入	○		管理に起因した利用者への十分な補償を担保するため、指定管理者に賠償責任保険への加入を求める。	
	の施設等管理	施設等の安全確保(保守点検等)	○		施設管理の基本的な業務であり、指定管理者が行う。
施設等の維持管理(清掃等含む)		○		施設管理の基本的な業務であり、指定管理者が行う。	
施設等の利用承認等		○		指定管理者に権限付与(京都府立京都スタジアム条例第4条)	
審査請求に対する決定 行政財産の目的外使用許可			○	地方自治法上、府権限	
施設等の修繕等	施設等の維持管理上の小修繕	○		小修繕(1件100千円以内)は指定管理者の責任において修繕を行っていただきます。ただし、1件100千円を超える修繕については、府と協議を行うものとします。 ※小修繕費の精算 年間の小修繕費見込額は指定管理料として3,000千円の範囲内とし、実績に応じて精算します。 実績が見込額を下回った場合は、その差額を指定管理料から減額し、上回る場合は府と事前に協議をした上で、必要な場合は指定管理料を増額します。(その場合も指定管理者が修繕することとします。)	
	施設等の新設、増改築	○	○	設置者である府が行う。 にぎわい創出エリアについては指定管理者が行う。	
備品等の修繕	備品の修繕	○		備品の修繕は、本来の耐用年数を維持するために定期的に支出される経費のため、指定管理者が負担する。なお、府が所有権を有する備品については、指定管理者は将来にわたって権利を主張しないこと。	
	備品の新規購入、更新		○	府有備品の更新であり府が購入。(指定管の任意購入は可)	
その他	地域・住民対応、自治体との協調	○		地域・住民からの苦情対応、地域・自治体との協調	

※ 本表において施設等とは、施設(設備を含む。)及び附属設備をいい、備品とは1件10万円以上の物品をいいます。

※ 府と指定管理者との責任分担は、原則として上表に掲げる項目について○印のついた者が負うものとし、詳細については、府と指定管理者が締結する協定書で定めます。

※ 指定管理者の故意・過失、協定書に定められた管理を怠ったことによる施設・設備・備品等の損傷・汚損等は、金額の多寡にかかわらず指定管理者が修繕を行います。

(8) 指定管理者の期間

指定期間は、2019年12月28日～2030年3月31日の10年3か月4日を予定しています。

※ この期間は、京都府議会での議決が必要な事項となっています。

(9) 「京都府・市町村共同 公共施設案内予約システム」の利用

京都府では、府内市町村とともに、インターネット等により公共施設の空き状況の提供や予約受付等を行える「京都府・市町村共同 公共施設案内予約システム」を開発し、平成20年2月から運用を開始しています。

予約受付等の業務をシステム化する場合には、必ずこの「京都府・市町村共同 公共施設案内予約システム」を利用してください。

指定管理者においては、インターネット接続環境及び施設側で利用するパソコン等について、御準備ください。

なお、「京都府・市町村共同 公用施設案内予約システム」を利用する場合であっても、インターネット等をお使いにならない利用者のために、従来からの電話や窓口での予約受付等についても適正に行ってください。

このシステムの詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

京都府政策企画部情報政策課市町村共同化担当

電話：075-414-5761E-mail：johoseisaku@pref.kyoto.lg.jp

5. 応募者の資格等

(1) 応募者の資格

京都府内に事業所（事務所等を含む。）を有する法人その他の団体であって、次の全ての要件を満たすこと。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定により、京都府から入札の参加資格を取り消されていないこと。
- ② 京都府から指名保留又は指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、京都府から指定管理者の指定の取消しをされた日から5年を経過しない団体でないこと。
- ④ 京都府税、法人税及び消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑤ 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている団体でないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(2) グループ応募（グループ構成員表（様式1-2）を提出してください。）

複数の団体がグループを構成して応募する場合は、当該グループの代表となる団体が、京都府内に事業所（事務所等を含む。）を有する法人その他の団体であること。

なお、グループのすべての構成員が上記（1）の①～⑥の全ての要件を満たすこ

と。

※ 応募後の代表団体及び構成員の変更は、原則として認めません。

※ 当該グループの構成員は、当該施設に関して別のグループの構成員となり又は単独で応募することはできません。

6. 応募書類

(1) 指定申請書 (様式 1)

(2) 事業計画書

① 計画書 (1)

指定管理業務を行うに当たっての基本方針 (様式 2-1)

スタジアムを管理運営するに当たっての基本方針を記述してください。

② 計画書 (2)

安定した管理運営体制 (様式 2-2)

利用者に快適に、また安全に利用してもらうため、安全管理等を含め安定した管理運営を行うことができる人員配置や業務体制、現在施設の管理運営業務に従事している職員の専門技術・ノウハウの活用計画について、提案してください。

③ 計画書 (3)

設置目的の効果的達成の方策 (様式 2-3)

利用者に対するサービス向上の方策 (開業日・時間の延長、利用料金の引下げ等)、フィールドや諸室等の利用促進を図るための具体的な方策を提案してください。

また、自主事業の実施、利用者のニーズ把握 (満足度調査の実施) 等の実施について提案してください。

④ 計画書 (4)

効率的な管理運営の方策 (様式 2-4)

効率的な管理運営に向けての基本的な考え方、経費削減に向けた取り組み、具体的な方策を提案してください。

(3) 収支計画書 (様式 3)

(4) 企画提案事業に関する具体的な提案書 (様式 4)

(5) 自主事業計画書 (様式 5-1)、自主事業収支等計画書 (様式 5-2)

(6) 運営体制表 (様式 6)

(7) 利用料金設定表 (様式 7)

(8) 団体概要書 (様式 8)

様式 8 に加え、下記の書類を添付してください。

① 京都府内に事業所を有する団体であることが確認できる書類

- ・ 定款又は寄附行為、規約その他これらに類するもの
 - ・ 法人登記簿謄本（登記事項全部証明）
※申請日前3箇月以内に交付されたもの
 - ・ 法人格のない団体にあつては、代表者の住民票の写し
※申請日前3箇月以内に交付されたもの
- ② 応募資格を満たすことが確認できる書類
- ・ 応募資格の要件を全て満たす旨の宣誓書（様式9）
 - ・ 京都府税、法人税及び消費税の滞納がないことの証明書
- ③ 団体の経営状況を示す書類
- ・ 決算書（直近3期分）、又はこれに準じる書類
 - ・ 平成31年度の事業計画書及び収支予算書、又はこれに準じる書類
- ④ 団体役員の名簿及び履歴を記載した書類
- ・ 役職名、氏名（ふりがな）、性別、生年月日及び現住所を記載した書類

(9) 再委託予定調書（様式10）

(10) その他知事が必要と認める書類

(11) 提出部数10部（正本1、副本9部）

(12) 留意事項

- ① 応募1団体又は1グループにつき、申請は1件とします。
- ② グループ応募の場合は、構成員ごとに団体概要書と添付書類を提出してください。
- ③ 提出された書類に虚偽又は不正があつた場合は失格とします。
- ④ 提出された書類の内容を変更することはできません。
- ⑤ 提出された書類は返却しません。
- ⑥ 指定申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式12）を提出してください。
- ⑦ 提出された書類は、資格要件等、応募の事実の確認のため、府の関係機関に提供する場合があります。

7. 応募の手續及び選定方法等

応募手續き（スケジュール）及び選考方法等は、次のとおりです。

(1) 問合せ先及び応募書類の提出先

京都府文化スポーツ部スポーツ施設整備課（京都府庁2号館1F）
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入
電話：075-414-4257 FAX：075-414-4285
E-mail：sposei@pref.kyoto.lg.jp

(2) 応募スケジュール

① 募集要項の配布

配布日時：2019年4月1日（月）から5月15日（水）までの平日午前9時から午後5時までとします。

配布場所：文化スポーツ部スポーツ施設整備課

※ なお、募集要項（資料1～7を除く）は京都府ホームページからダウンロードできます。

http://www.pref.kyoto.jp/kyoto_sports/news/shiteikanri-kobo.html

② 現地説明会

現地説明会は行いませんが、現地の見学は可能です。希望される方は、前頁の問合せ先までお申し出ください。なお、現地見学では、公募要項、仕様書に関連する質問にはお答えできませんので、御了承ください。

③ 応募に関する質問

受付期間：2019年4月1日（月）から4月19日（金）午後5時まで

送付方法：質問書（様式11）に記入し、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかで、前頁の問合せ先まで送付してください。（電話、口頭による質問は受け付けません。）

回答日：2019年5月8日（水）

回答方法：質問者及び現地説明会参加者全員に電子メール又はFAXにて回答します。

（回答は、前頁の問合せ先においても、希望者に配布等を行います。）

④ 応募書類の受付

受付締切：2019年5月15日（水）午後5時まで

提出方法：前頁の提出先まで持参してください。（持参以外での提出は認めません。）

⑤ 京都府指定管理者等選定審査会による書類及び、ヒアリング審査

審査期間：2019年5月下旬から6月上旬

※ ヒアリング審査の開催日時・場所及び実施方法など、詳細は別途応募書類提出者に通知します。

⑥ 選定結果の通知 2019年6月中旬頃

京都府指定管理者等選定審査会による審査・評価に基づき、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）を知事が選定します。なお、決定後、速やかに応募者全員に結果をお知らせします。

(3) 選定基準及び審査内容

指定候補者を選考する際の選考基準、審査内容及び配点は別紙のとおりです。

8. 指定管理者の候補者選定後の手続き等

(1) 指定候補者との協議 2019年7月中旬頃

指定候補者と京都府は、管理運営の業務の細目について協議を行い、協議が整った場合には、指定に係る同意書を締結します。

協議に際しては、必要に応じて候補者の提案に対し修正を求めることができるこ

ととし、候補者はこの求めに対し協議に応じなければなりません。候補者と協議が整わない場合は、選考委員会において次点となった応募者を指定管理者の候補者として協議を行います。

【協議の主な内容（予定）】

（指定期間全体の基本事項）

- ・ 管理施設の範囲
- ・ 管理運営業務の内容（細目は仕様書）
- ・ 指定管理者の責務
- ・ 管理運営の期間
- ・ 利用料金に関する事項
- ・ 指定管理料に関する事項
- ・ 定期報告、事業報告書の提出に関する事項
- ・ 自主事業に係る納付金に関する事項
- ・ リスク管理、責任分担に関する事項（保守管理・安全点検・衛生管理等）
- ・ 秘密の保持、個人情報の保護、情報公開に関する事項
- ・ 管理業務の継続が困難となった場合の措置、指定の取消、協定の解除に関する事項
- ・ 損害賠償に関する事項
- ・ その他

（年度ごとに定める事項）

- ・ 当該年度の指定管理料に関する事項 ほか

（２）指定管理者の指定 2019年10月中旬頃

地方自治法に基づき、指定候補者を指定管理者に指定する議案を京都府議会に提案し、議決を受けることとなります。

なお、京都府議会が議決しなかった場合及び否決した場合であっても、指定候補者が準備に要した費用及び事業アイデア等の対価については、一切補償しませんので御了承ください。

（３）協定の締結 2019年11月～12月

京都府議会の議決を経て指定された指定管理者と、指定期間全体の基本的な事項を定めた「基本協定」及び毎事業年度ごとに締結する「年度協定」を締結します。

（４）業務の開始 2019年12月28日（予定）

指定管理者として、スタジアムの管理運営を始めていただきます。

※ 指定期間（予定）：2019年12月28日～2030年3月31日

（５）事業の引継ぎに関する事項

「指定に係る同意書」の締結後、速やかに、京都府及び工事施工事業者（株式会社東畑建築事務所大阪事務所、竹中・公成・長村特定建設工事共同企業体、正光・豊原・中島電工特定建設工事共同企業体、影近・長尾・安田特定建設工事共同企業体、フジテック株式会社近畿統括本部京滋支店、三菱電機株式会社京滋支店）との業務

引継等をスムーズに行えるよう、準備してください。なお業務引継ぎ等に要する費用は、すべて指定管理者の負担とします。

9. 留意事項

- (1) 指定管理者が指定管理者としての業務を開始する前において、財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないと認められるとき、又は社会的信用を著しく損なうなど指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しない場合や協定を解除することがあります。
- (2) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とします。
- (3) 選定結果として応募者名、審査結果の概要等の公開をする場合があること、また、提出された応募書類は、情報公開の請求により開示する場合があることを御承知の上、応募してください。